



DV-2016 移民多様化ビザ抽選プログラム応募要綱

概要

米国議会で義務化された移民多様化ビザ抽選プログラム(Diversity Immigrant Visa Program=DV プログラム)は毎年国務省によって施行されています。米国移民国籍法 203 条(c)項の規定で「DV 移民」の categories を設け、歴史的に米国への移民率の低い国の人々に移民ビザを発給しています。2016 会計年度では、50,000 人の DV 移民が可能で、応募に費用はかかりません。

DV プログラムの当選者は、シンプルですが厳正な DV ビザ条件を満たす必要があります。DV ビザはコンピューターで無作為に当選者を選出します。ビザは 6 つの地域ごとに割り当て数が決められ、各地域内の 1 つの国が年間の移民抽選ビザ発給数の 7% を越えるビザの受給を受けることはできません。

過去 5 年間に 50,000 人以上の移民を米国に送り出した下記の国の出身者は DV-2016 プログラムの対象にはなりません。

バングラディッシュ、ブラジル、カナダ、中国（本土生まれ）コロンビア、
ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ハイチ、インド、
ジャマイカ、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、韓国、イギリス
（北アイルランドを除く）とその領土、ベトナム

香港、マカオ、台湾で出生した方は対象となります。

本年は対象国の変更はありません。

応募資格

資格 1: 対象国リストの国の出身者は応募資格があります。

対象国出身でない場合には、DV 応募資格を得る 2 つの方法があります：

- 配偶者は対象国出身ですか？ 配偶者が対象国リストにある国で生まれていれば、応募者本人も配偶者の出生国の資格で応募することができます。ただし、応募者本人と配偶者の両氏名が応募時に入力されており、両者が DV ビザを取得し、一緒に米国に入国することが条件です。
- 応募者はプログラム対象国でない国で生まれ、両親共にその国で出生していないが、両親がその国に一時的に滞在している間に応募者は出生しましたか？ 答えが「はい」であり、両親のいずれかが対象国出身であれば、親の出生国の資格で DV-2016 に応募できる可能性があります。詳細は、「よくある質問」（2 番）をご覧ください。

資格 2 : 各応募者が DV プログラムの教育または職業経験資格を満たすには、以下のいずれかが必要です :

- 応募者は、高校卒業あるいは同等の教育を修了している必要があり、小、中、高校での 12 年間の公認の教育課程を修了したことを証明できる

または

- 少なくとも 2 年間の研修か実務経験を必要とする職業（米国労働省の定める基準に準ずる）に過去 5 年以内に 2 年以上従事している。米国労働省の基準に関しては O*NET OnLine に掲載されているデータベースでご確認いただけます。

応募者本人の基準に準ずる職業経験についての詳細は、「よくある質問」（5 番）をご覧ください。

上記の 2 つの資格を満たしていない場合は、応募しないでください。

応募期間

DV-2016 プログラム応募は、2014 年 10 月 1 日(水) 正午(東部夏時間) (GMT-4)から 2014 年 11 月 3 日(月) 正午(東部標準時間) (GMT-5) の間に、インターネットを通して www.dvlottery.state.gov のサイトから電子的に送信される必要があります。応募期間の最終週を待たずに早めに応募してください。応募が集中するとウェブサイトが混雑し、遅延が生じる恐れがあります。期限後の応募、または書面（応募用紙）での応募は受理されません。規則で、応募期間中に 1 人につき 1 件の応募に限りません。国務省は高度な技術を駆使して重複応募を探知します。1 人につき 2 件以上の応募があった場合、応募は無効となります。

DV-2016 プログラムの電子エントリーを作成する

Electronic Diversity Visa Entry Form (E-DV エントリーフォーム、DS-5501) を www.dvlottery.state.gov からオンラインで送信してください。エントリーフォームの入力が不完全な場合、応募は受理されません。DV プログラムへの応募に費用はかかりません。

ビザ申請コンサルタントやビザ申請代理人などの仲介業者を利用せず、できるだけ応募者ご自身で申請することを強くお勧めします。もし他の人があなたの応募に関与する場合は、質問に正しい答えが入力されるようにエントリーフォーム作成時に立会い、確認ページと固有の確認番号をご自身で保管できるようにしてください。ご自分で確認ページと固有の確認番号を保管することは大変重要です。確認番号がないと、応募状況が掲載されるオンラインシステムにアクセスすることができなくなります。他の人がこの情報を代わりに保管しておくとし出した場合は注意が必要です。DV ビザ詐欺に関する情報は、「よくある質問」（35 番）をご参照ください。

完全な応募を送信すると、名前と固有の確認番号が明記されている確認画面が表示されます。控え用にこの確認画面を印刷してください。2015 年 5 月 5 日より、www.dvlottery.state.gov のサイトに

再度アクセスし、Entrant Status Check をクリックし、固有の確認番号と個人情報を入力することにより、応募状況を確認することができます。Entrant Status Check は DV-2016 の当選結果を知る唯一の方法であり、ビザ手続きのインストラクションや面接日時も Entrant Status Check 上で通知されます。抽選に関する情報は、「よくある質問」(22 番)をご参照ください。

E-DV エントリーを完成するためには以下の情報が必要です：

1. **名前:** 姓、名、ミドルネームの順。パスポートに記載されている通りの名前
2. **生年月日:** 日、月、西暦年の順
3. **性別:** 男性、または女性
4. **出生地**
5. **出生国:** 応募者が生まれた国。現在使われている名称を記入
6. **DV プログラム対象国:** 対象国とは、通常、応募者の出生国と同一であり、居住国ではありません。応募者がプログラム対象国で出生していない場合は、他に資格を得る選択肢があるか、「よくある質問」(2 番)をご参照ください。
7. **写真:** 最近撮影された写真。応募者本人、配偶者、およびエントリーに記入した全ての子どもの写真。写真の構成および技術仕様に関しては、下記「デジタル写真を提出する」を参照してください。米国市民または米国永住者である配偶者および子どもの写真は必要ありませんが、含めてもペナルティーは科されません。

集合写真や家族写真は受理されません。家族それぞれの個別の写真でなければなりません。写真が最近のものでないと判断された場合や、人為的に加工された写真、あるいは下記に記載されている条件を満たしていない場合、応募は無効となりビザは却下されます。詳細は「デジタル写真(画像)を提出する」をご覧ください。

8. **現住所:**
宛名または気付
番地と町名 (1 段)
番地と町名 (2 段)
市町村
郡／州／都道府県
郵便番号
国

9. **現在の居住国**

10. **電話番号(任意)**

11. **E メールアドレス:** 直接アクセス可能な E メールアドレスを提出してください。その E メールアドレスに正式な当選通知は送られませんが、もし当選し Entrant Status Check ページより当選通知に返信した場合は、後日 Entrant Status Check 上でご自分の移民ビザ面接に関する詳細を確認するように国務省から E メールで連絡があります。国務省は DV プログラムに当選

した旨をEメールでは通知しません。抽選に関する情報は、「よくある質問」(22番)をご参照ください。

12. **応募時点で取得している最終学歴**： 応募者は、次の教育レベルの中から1つ選択してください。(1) 小、中学校のみ、(2) 高校中退、(3) 高校卒業、(4) 専門学校、(5) 大学課程レベル、(6) 大学卒業、(7) 大学院課程レベル、(8) 修士号、(9) 博士課程レベル、(10) 博士号
学歴に関する情報は、「よくある質問」(5番)をご参照ください。

13. **現在の婚姻状況**： 未婚、既婚、離婚、未亡人、法的別居。配偶者の名前、生年月日、性別、出生地、出生国を入力してください。また応募者本人同様、規格に合った配偶者の写真も必要です。

資格のある配偶者情報が提出されない場合、応募は失格となり、面接の際全員のビザが却下されますのでご注意ください。たとえビザ申請前に離婚することになっていても、この欄に配偶者を記載すること。米国市民や米国永住者の配偶者はDVビザの資格はありませんので記入する必要はありませんが、記入してしまってもペナルティは科されません。家族に関する詳細は、「よくある質問」(13番)をご参照ください。

14. **子どもの人数**： 応募者との同居、別居を問わず、またDVプログラムで応募者と米国へ移民する意思にかかわらず、エントリーには、現存する21歳未満の未婚の子ども全ての名前、生年月日、性別、出生地、および出生国の情報が必要です。応募者本人同様、子ども各々の規格に合った写真も必要です。

以下を確認してください：

- 現存する全ての実子
- 応募者が法的に養子縁組した子ども
- 応募時に21才未満で未婚の継子。子どもの親との婚姻関係がすでにない場合や、応募者との同居、別居を問わず、またDVプログラムでの移民の意思にかかわらず、全て記入する必要があります。

既婚の子ども、または21才以上の子どもはDVビザの応募資格がありません。ただし、Child Status Protection Actはある特定の状況においては「年齢制限」から子どもを保護します。DVエントリー時に未婚で21才未満であればビザ発給前に21才に達しても、ビザ手続きをするという目的において21才以下として考慮されます。

米国市民や米国永住者の子どもはDVビザの資格はありませんので記入する必要はありませんが、家族の情報として記入しても除外してもペナルティは科されません。

資格のある全ての子どもが明記されていない場合、主たる申請者の応募は無効となります。また、面接の際全員のビザが却下されますのでご注意ください。家族に関する詳細は、「よくある質問」(13番)をご参照ください。

DV-2016 プログラムの電子エントリーの作成に関する情報は、「よくある質問」をご参照ください。

抽選

各地域や国の割当て数に基づいて全ての有効な応募の中からコンピューターによって無作為に当選者が選ばれます。全ての DV-2016 応募者が自分の応募が当選したかを知るためには、DV-2016 にオンラインでエントリー送信から保管しておいた確認番号を用い、E-DV ウェブサイトの Entrant Status Check ページにアクセスする必要があります。Entrant Status Check は 2015 年 5 月 5 日より E-DV ウェブサイト www.dvlottery.state.gov 上でアクセス可能になり、少なくとも 2016 年 6 月 30 日まではアクセス可能です。当選者はその確認ページで当選通知と共にその後のインストラクションや移民ビザ申請料金などに関する情報を受け取ります。Entrant Status Check は DV-2016 の当選結果を通知する唯一の方法です。国務省は手紙や E メールで当選通知を送りません。大使館や領事館は当選者のリストを提供しません。当選しなかった方もウェブ上の Entrant Status Check でのみ当選しなかった旨が通知されます。当選の確認を他の人に依頼せず、できるだけ応募者ご自身で Entrant Status Check にアクセスすることを強くお勧めします。

応募が当選した場合、米国に移住するためのビザを取得するためには、米国移民法に基づく全ての要件を満たさなければなりません。特にテロ支援国家として確認された国の出身者だけでなく、この応募要綱に記載された特定の国の出身者は、審査に多くの精査や時間が必要となる場合があります。

当選者とその家族への全ての手続きと DV ビザの発給は、2016 年 9 月 30 日までに完了しなければなりません。理由の如何にかかわらず、この日以降に DV ビザの発給を受けたり、移民への資格変更をすることはできません。また、当選者に後続する家族も、この日以降に DV ビザを取得することはできません。抽選に関する情報は、「よくある質問」(22 番)をご参照ください。

デジタル写真(画像)を提出する

画像ファイルの作成にはデジタルカメラで新たに写真を撮ることも、デジタルスキャナーで既にある写真をスキャンすることもできますが、デジタル画像は下記の構成・技術仕様要件を満たしている必要があります。写真を送信する前に、応募写真が有効かどうかを E-DV ウェブサイトの写真有効確認(Photo Validation)で確認することができます。Photo Validation は、受理あるいは不可を、例を示しながら写真構成上の技術的なアドバイスを提供しています。

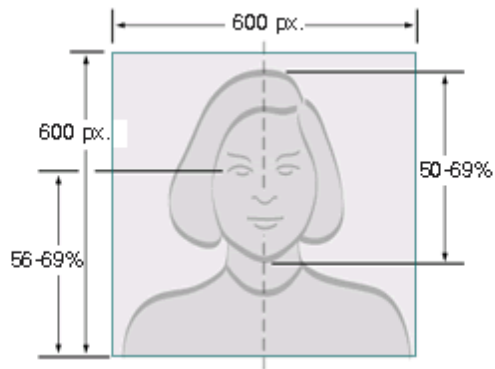
写真は、カラー濃度 24 ビットのものが必要です。スキャナーを用いる場合は、True color、または 24 ビットカラーモードの設定でなければなりません。スキャンに関する詳細は下記をご参照ください。

構成仕様: 提出されたデジタル画像は次の仕様で作成されていなければなりません。条件を満たさない場合、応募は無効となります。

● 頭の位置

- カメラに向って真正面に向いている
- うつむいたり、首を傾けたりせず、正面を向いている
- 頭の高さや顔の大きさ(頭髪も含め頭上から顎の下まで測定)は、写真全体の 50%~69%を占めている。目の高さ(写真の一番下から目の位置まで測定)は、写真の 56%~69%の間であること

頭の大きさの画像テンプレート



画像例は、

http://travel.state.gov/visa/visaphotoreg/photoexamples/photoexamples_5331.html をご参照ください。

- **淡い色の背景**
 - 人物は、淡い色の背景の中央に写っている
 - 背景が暗いもの、模様や風景が入っているものは受理されません
- **焦点**
 - 焦点がはっきり合っている
- **装飾品不可**
 - サングラスや装飾品等で顔が鮮明に写っていない写真は受理されません
- **頭部の覆いや帽子不可**
 - 宗教的、信仰上の理由による頭部の覆いや帽子は受付ますが、応募者の顔が鮮明に写っていないければなりません。宗教的理由以外のかぶりものを身につけた写真は受理されません。軍や航空会社等の制服として帽子をかぶって撮影された写真も受理されません。

技術仕様：

- **新たにデジタル写真を撮る：** 新しいデジタル画像の場合は次の仕様であること。

フォーマット	画像ファイルは JPEG で保存
容量	画像容量は最大で 240 キロバイト(240KB)まで
解像度	最小許容範囲は 600(高さ)x600(幅)ピクセル ピクセルは、正方形のアスペクト比(縦、横同寸) でなければならぬ
カラー濃度	24 ビットカラー(注：カラー写真が必要。24 ビット白黒や8ビット濃度は受理されない)

- **写真からスキャンする**： 既存の写真をスキャンする前に、画像は上記の構成仕様通りであることを確認する必要があります。画像がカラーおよび構成仕様を満たしている場合は、次のスキャナー仕様に従い、写真をスキャンすることができます。

スキャナー解像度	最低 300 dpi
フォーマット	画像ファイルは JPEG で保存
容量	画像容量は最大で 240 キロバイト(240KB)まで
解像度	600 x 600 ピクセル
カラー濃度	24 ビットカラー(注：カラー写真が必要。白黒、モノクロ画像、グレースケール画像は受理されない)

よくある質問

応募資格

1. 「出生者」「出生国」の意味は？

「出生者」とは、通常、居住国、国籍に関わらず、その国で生まれた人という意味です。移民国籍法 202 条(b)項の規定では応募者自らの生まれた国以外を「出生国」とすることも認めています。

毎年各地域への移民ビザ割り当て数の制限が設けられているため、各申請者はある国の割り当て数の対象になります。「出生国」とは移民割り当て数に加算される対象の国の意味です。対象国とは通常応募者の出生国と同一です。しかし、応募者は配偶者の出生国として対象国を選択することもできますし、あるいは、両親ともにその国で出生していないが、両親がその国に一時的に滞在している間に応募者が出生した場合には、親の出生国の資格で応募することができます。対象国で出生した資格を選択できる方法はこの 3 つのみです。

あなたが記載した「対象国」または「出生国」が正確でない場合(記載事項に正当な根拠がない場合など) 応募資格を失いますのでご注意ください。

2. 応募資格のない国で生まれましたが、応募することは可能ですか？

応募可能な状況は 2 つあります。1 つ目は、配偶者が応募資格のある国で生まれている場合には、配偶者の生まれた国をあなたの「出生国」として応募できます。ただし、その場合あなたの応募資格は配偶者に基づくため、あなたの配偶者が DV-2 ビザの受給資格を有し DV-2 ビザが発給されない限り、あなたに DV-1 ビザは発給されません。そしてあなたと配偶者は一緒に DV ビザを使って米国に入国しなければなりません。同様に子どもは両親の出生国によって資格を得ることができます。

2 つ目は、あなたの両親のいずれもが、あなたが生まれた国以外で生まれ、あなたの出生時にあなたが生まれた国の「居住者」でなかった場合には、両親のいずれかの生まれた国をあなたの「出生国」とすることができます。一般的に「居住者」とみなされない場合とは、生まれた国または帰化した国以外であり、一時的にその国に訪問、留学、または商用や職務に従事するために企業や、あなたが出生した国以外の政府から派遣されていた場合です。

あなた自身の生まれた国以外を「出生国」とする場合には E-DV エントリーフォームの #6 にその旨を明記してください。あなたが記載した「対象国」または「出生国」が正確でない場合(記載事項に正当な根拠がない場合など) 応募資格を失いますのでご注意ください。

3. ある特定の国の出生者にはなぜ抽選プログラムの資格がないのですか？

DV プログラムは、過去に米国に多くの移民を送っている国以外の国の方へ移民のチャンスを与えるのが目的です。移民法は「移民数の多い国」の出生者に DV ビザを発給しないことを言明し、「移民数の多い国」を、過去 5 年間に家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザ

で 50,000 人以上が米国へ移民した国と規定しています。U.S. Citizenship and Immigrant Services (USCIS) は、毎年、DV プログラムから除外すべき対象国を判定するため、過去 5 年間の家族および雇用による移民の入国数を見直しています。対象国は、毎年 DV プログラム応募期間前に決定されるため、非対象国リストも毎年変更されます。

4. DV-2016 抽選ビザの地域別制限数は？

USCIS は、移民国籍法 203 条(c)項の規定を基に、毎年各地域への DV ビザ割り当て数の制限を決定します。それぞれの国の出生者に対し発給されるビザの数は、地域への割り当て数、それぞれの国からの応募者数、および当選者の中から何人がビザ取得の資格があるかによります。1 つの国が全体のビザ数の 7 % を越える数を割り当てられることはありません。

5. 学歴や職歴に関する条件は？

応募にあたっては、高校卒業（または同等）以上の学歴、もしくは、過去 5 年以内に、最低 2 年間の研修や実務経験を要する職業に 2 年以上従事していることが条件となります。「高校卒業または同等」とは、米国における 12 年間の初等・中等教育終了者であること、米国外の場合は、初等教育と米国の高校にあたる中等教育の正規のコース修了を意味します。この条件は、正規の学校教育を修了した場合のみ満たされます。通信教育やそれと同等レベルの証明書 (General Equivalency Diploma (G.E.D.) など) は該当しません。学歴や職歴の証明書類は、当選後、移民ビザの面接を受ける際に米国領事に提出する必要があります。

学歴や職歴の条件を満たさない場合、ビザ面接時にあなたは応募資格がないと判断され、あなたと家族全員のビザ申請が却下されることとなります。

6. DV プログラムの要件を満たす職業とは？

応募者の職業経験が条件を満たしているか否かの判定は、労働省の O*Net Online データベース を用いて行います。労働省の O*Net Online データベース では職業経験を 5 つのグループに分けています。多くの職業がリストされていますが、DV プログラムの要件を満たすのはその中の特定の職業だけです。また、職業経験をもとに DV プログラムの要件を満たすためには、あなたが過去 5 年以内に 2 年以上、O*Net Online に Job Zone 4 または 5、Specific Vocational Preparation (SVP) レンジ 7.0 以上と規定される職業に従事していたことを証明しなければなりません。

学歴や職歴の条件を満たさない場合、ビザ面接時にあなたは応募資格がないと判断され、あなたと家族全員のビザ申請が却下されることとなります。

7. 要件を満たしている職業を労働省のサイトから検索する方法は？

労働省の O*Net Online データベース をご覧ください。あなたの職業が要件を満たすかは次の方法で検索できます。

1. "Find Occupation" を選択し、次に "Job Family" を選択します。
2. "Job Family" から該当するものを選択し、"GO" をクリックします。
3. 該当する特定業務のリンクをクリックします。

4. "Job Zone"タブで指定の Job Zone 番号および SVP レンジを検索します。

例えば、宇宙開発技術者を選択します。宇宙開発技術者の Summary Report の最後にある Job Zone の欄に Job Zone 4, SVP レンジ 7.0 から 8.0 未満を確認できます。よって宇宙開発技術者は要件を満たす職業となります。

詳細は [Diversity Visa – List of Occupations](#) をご覧ください。

8. E-DV プログラム応募への年齢制限(最低年齢) はありますか？

抽選プログラムに応募するための最低年齢は設けられていませんが、応募者は応募時点で高卒以上の学歴や職歴に関する条件を満たしていなければならないため、事実上 18 才未満の殆どの人は応募資格がないことになります。

DV プログラムの電子エントリーを作成する

9. いつから応募できますか？

DV-2016 応募登録期間は、2014 年 10 月 1 日(水) 正午(東部夏時間) (GMT-4)から 2014 年 11 月 3 日(月) 正午(東部標準時間) (GMT-5)までです。例年、この登録期間内に数百万の応募があります。応募多数により当選者の選出に非常に時間がかかります。応募期間を上記に設定することで当選者にタイムリーに通知されると共に、応募者と大使館・領事館双方にビザ発給のための準備や手続きに十分な時間を与えることができます。

応募者は早い時期に応募することを強くお勧めします。応募期間終了間際のかげこみ応募はシステムの遅延要因ともなります。2014 年 11 月 3 日(月)正午(東部標準時間)後はいかなる応募も受理されません。

10. 米国に滞在しています。DV に応募できますか？

はい。米国からでも、あるいはそれ以外の国からでも応募可能です。

11. DV 応募期間内に応募できるのは 1 回のみですか？

はい。法律により期間内に各自が応募できるのは 1 回のみと規定されております。国務省は、応募期間内の複数応募を判別するための技術を導入しています。同一応募者が 2 回以上応募した場合は失格となります。

12. 夫と妻が別々に応募することはできますか？

はい、夫と妻は、それぞれが応募条件を満たしていれば別々に 1 回ずつ応募することができます。一方が当選した場合、他方は配偶者としての資格で申請することになります。

13. E-DV 応募に含める必要のある家族は？

配偶者： 同居の有無やあなたと共に米国に移住する意思に関わらず、応募には配偶者(夫または妻)の名前を記載する必要があります。配偶者はたとえ別居中であっても、そ

の別居が法律上認められたもの（別居を認める裁判所発行の文書）でない限り記載してください。法律上別居している場合は、配偶者の名前を記載する必要はありません。記載してもペナルティーを科されることはありません。正式に離婚している場合や死別している場合は、以前の配偶者を記載する必要はありません。

子ども： 実子、継子（たとえその子どもの親と現在離婚していても）、配偶者の前婚による子ども、あなたの国の法律に基づいて正式に養子縁組をした子どもを含め、E-DV 応募時に 21 才未満で生存している未婚の子どもをすべて記載してください。現在は同居していない、あるいは、DV プログラムであなたと共に米国に移住する意志がなくても、電子エントリーの時点で 21 才未満の子どもをすべて記載してください。米国市民や米国永住資格を持つ子どもは記載する必要はありません。記載してもペナルティーは科されません。

親、兄弟は同行家族として DV ビザの受給資格はありませんので、DV ビザの応募に含めることはできません。

家族の名前を応募に含めても、その家族があなたと共に米国に移住しなければならないということではありません。ただし、資格のある家族を当初の DV 応募に記載せず、移民ビザ申請書に記載した場合、ビザ面接時にあなたのケースは失格と判断され、あなたと家族全員のビザ申請が却下されることとなります。これは、応募提出時に家族関係が成立していた場合に該当し、応募後に新たに加わった家族には該当しません。配偶者は、あなたの応募に名前が記載されていても、それぞれの応募が必要な家族の情報を含んでいる限り、別に応募することができます。（[上記質問#12](#)をご参照ください。）

14. 応募は申請者本人がしなければなりませんか、それとも第三者が代行できますか？

応募は自分自身で準備、提出することをお勧めしますが、第三者に代行を依頼することもできます。本人が直接応募しても、弁護士、友人、親戚などに代行を依頼した場合でも、各自が応募できるのは 1 件のみです。入力事項については応募者本人が責任を負うことになり、間違った情報および不完全な応募は資格を失います。応募者は、各自で確認ページ情報を保管してください。そうすることでご自分で E-DV の公式サイト www.dvlottery.state.gov 上の Entry Status Check より応募状況を確認することができます。

15. すでに別のカテゴリで移民ビザに登録しています。DV プログラムに応募できますか？

はい。

16. オンライン E-DV の開始時期は？

オンラインでエントリーできるのは 2014 年 10 月 1 日（水）東部夏時間の正午（GMT-4）から 2014 年 11 月 3 日（月）東部標準時間の正午（GMT-5）までです。

17. E-DV エントリーフォームをダウンロードして Word など文書作成ソフトに保存し、後で完成することはできますか？

いいえ。エントリーフォームを他のプログラムに保存し、後で記入して提出することはできません。E-DV エントリーフォームはウェブフォームのみです。オンライン上で入力し、送信する必要があります。

18. エントリーフォームをオンラインで保存し、後から入力して完成することは可能ですか。

いいえ、できません。E-DV エントリーフォームは入力から送信まで続けて行うようにデザインされています。E-DV システムはフォームのダウンロード開始からオンラインで送信されたエントリーが E-DV ウェブサイトで受理されるまでに 60 分の処理時間を設定しています。60 分以上経過してもエントリーがオンラインで受理されなかった場合は、それまでに入力された情報は無効となります。従って、以前の一部分のエントリーが重複応募として完全なエントリーの妨げとなることはありません。オンラインフォームを作成させる前に、DV インストラクションをよくお読みになり、必要な情報を収集するなど、十分準備をしてください。

19. スキャナーを持っていません。米国の知人へ写真を送り、スキャンした写真を保存したものをメールしてもらって応募に使うことはできますか？

はい、写真が規定の条件を満たし、E-DV オンラインエントリーと同時に電子的に提出されるのであれば、そのような方法が可能です。オンラインで応募する前にスキャンした画像ファイルを既に持っている必要があります。写真をあなたのオンライン申請と別に送信することはできません。エントリー(写真と申請を併せた)は米国からでも、それ以外の国からでもオンラインで送信できます。

20. 送信したデジタル画像が規定の条件を満たしていない場合、システムがその E-DV エントリーフォームを拒否すると記されています。それは、エントリーフォームを再送することができるという意味ですか？

はい。写真が規定の条件を満たしていない場合、送信されたエントリーはシステム上拒否され、受理確認通知は送られません。しかし、インターネットの特性上、拒否通知が即座に送られるとは限りません。もし、応募者自身が問題を修正して Part1 あるいは Part2 が 60 分以内に再送信された場合はエントリーの送信に成功することができる可能性があります。そうでない場合は再度初めから行わなければなりません。応募者は完全な申請を送信し、確認通知を受取るまで必要であれば何度でも送信することができます。一旦確認通知を受け取った後は、あなたの応募は完了しましたので、複数の応募をしないように注意してください。

21. 完全な E-DV エントリーフォームがオンラインシステムで受理されると、電子確認通知はどのくらいで送られるのですか？

E-DV エントリーフォームの受理確認通知を含む、E-DV ウェブサイトからの回答は直ちに送信されるはずですが、ただし、インターネットの特性上、その通知が受信されるまでの時間を予測することはできません。完全な申請が送信され確認通知を受信するまで、応募者は必要であれば何度でも「送信」ボタンを押すことができます。ただし、一旦確認通知を受信した後は再送信しないでください。

抽選

22. どのように自分が当選したか分かりますか？

2015年5月5日からおそくとも2016年6月30日までの期間、E-DVサイト www.dvlottery.state.gov 上の Entry Status Check ページにアクセスするには確認番号が必要です。Entrant Status Check は当選結果を通知する唯一の方法であり、ビザ申請の手続き方法や面接予約の日時も Entrant Status Check 上で通知されます。E-DV サイト www.dvlottery.state.gov が、国務省が認可した唯一の公式応募サイトであり、また DV プログラムの状況確認サイトです。

国務省が当選者に連絡をして当選を通知することはありません。「よくある質問」(23) 参照)

23. どのように自分が当選したか分かりますか？ 通知されますか？

ご自分の DV-2016 の応募状況は、2015年5月5日より少なくとも2016年6月30日まで E-DV サイト www.dvlottery.state.gov 上の Entry Status Check ページで確認できます。応募者は確認番号を少なくとも2016年9月30日まで保管しておいてください。(前年度の DV-2015 年度の状況確認は、2014年5月1日から2015年6月30日までオンラインで確認することができます。) 当選しなかった応募者は、確認番号を用いて E-DV 公式サイトから抽選結果を確認することはできますが、いかなる追加のインストラクションを受け取ることはありません。

24. 確認番号を失くした場合は？

DV 応募状況の確認には、確認ページの情報が必要です。E-DV サイト上の Entry Status Check (ESC) ページで、ご自分の個人情報を入力することによって、応募の際に登録した E メールアドレスへ確認番号が送信される機能が追加されました。

米国大使館や領事館、および国務省ケンタッキー・コンシューラーセンター (KCC) は応募者に代わって当選状況を確認することや、(ESC の確認番号取戻し機能以外で) 応募者に直接確認番号をお知らせすることはできません。また国務省が当選者のリストを提供することはできません。

25. 国務省から E メールや手紙で通知が送られますか？

国務省が通知書を送ることはありません。米国政府は当選者に当選通知を E メールで送ったことは一切ありませんし、DV-2016 プログラムにおいて、そのような目的のために E メールを使用する予定もありません。ESC 上で当選通知のインストラクションに従って返信したあと、当選者は面接予約が設定された旨の E メールを受け取ります。そのような E メールでも、実際の面接予約日時は記載されず、ESC にアクセスして面接予約の詳細を確認するよう指示します。

最後に ".gov" が付いているウェブアドレスのみが米国政府の公式サイトであることに注意してください。多くの非政府サイト(例: ".com"、".org"、".net" が付いているアドレス) で移民やビザ関連情報およびサービスが提供されていますが、このような民間のウェブサイトで提供している情報については、内容にかかわらず、国務省が保証や推薦するものではありません。

あるサイトから送金や個人情報を提供させる目的で勧誘の E メールを受け取るかもしれませんが。また、これらのウェブサイトは移民手続きに関する書式や情報についてサービス料金を払うことを要求するかもしれませんが、そのような情報は国務省や米国大使館・領事館のウェブサイトを通して無料で提供されています。さらに、これらのウェブサイトは、金銭を騙し取る目的で DV プログラムに関係するサービスを装い料金の支払いを要求するかもしれません。このような詐欺の 1 つに一旦お金を送ったらおそらく決して戻らないでしょう。また、なりすまし犯罪に使われる可能性もありますので、これらのウェブサイトにはいかなる個人情報も送るのは細心の注意を払うべきです。

26. DV-2016 では何人の応募者が当選するのですか？

DV-2016 で発給されるビザの数は 50,000 件ですが、それよりも多くの応募者が当選します。なぜなら、最初の 50,000 人の中にはビザを取得する資格のない人や、ビザ申請手続きを行わない人がいることが予測されるため、割り当てられたビザ番号を残らず使い切るために 50,000 件以上のエントリーを当選とするからです。これは同時に、発給されるビザの総数が当選者数に満たないことを意味します。

全ての当選者は E-DV サイトの ESC 上で、その後の手続きに進むことできるか、またはリスト状況を確認できます。DV-2016 プログラム当選者の移民ビザの面接は、当選通知のインストラクションに従い、必要な書類および情報を提出した当選者に対し 2015 年 10 月から開始されます。必要情報を全て提出した当選者には米国大使館または領事館で行われる面接日の約 4~6 週間前に、E-DV サイトの ESC 上で面接予約情報が通達されます。

ビザは、使用可能なビザ番号がある限り、ビザの発給を受ける準備のできている申請者に対して毎月発行されます。50,000 件全ての DV ビザが発給された時点で、その年のプログラムは終了します。ビザ番号は 2016 年 9 月より前になくなる可能性もあります。ビザを希望する当選者は、各自のケースについて手続きを迅速に進めなくてはなりません。コンピューター抽選により当選してもビザが自動的に発給されることを保証するものではありません。当選したということは、DV ビザの申請資格を得たということにすぎず、最終的にビザ番号が割当てられた場合に DV ビザが発給される可能性があることを意味します。ビザは、発給資格のある最初の 50,000 人に限り発給されます。

27. 当選者はどのように選ばれるのですか？

正式な当選通知は 2015 年 5 月 5 日から少なくとも 2016 年 6 月 30 日まで、E-DV サイト www.dvlottery.state.gov の ESC 上でのみ確認できます。国務省は当選通知を手紙で郵送したり、E メールで送ることはしません。もし E メールや手紙で DV に当選した旨の通知を受領した場合、それは国務省からではなく、また正式なものではないことにご注意ください。国務省が応募者に送る E メールは、あなたの申請に関する最新情報を、ESC 上で確認するよう促す内容です。郵送あるいは Western Union などの送金サービスを利用して費用を送るような要請はしません。

すべてのエントリーは対象地域ごとに分けられ、それぞれ番号をつけられます。応募受付期間終了後、コンピューターによる無作為抽選によって、各対象地域ごとに当選者が選ばれます。それぞれの地域の中で 1 番に選ばれた応募が 1 番目のケース、2 番目に選ばれた応募は 2 番目のケース、というように順に登録されていきます。応募期間中に受理されたすべてのエントリーの各対象地域内での当選確率は平等です。当選した場合は、2015 年 5 月

5日以降 E-DV サイト www.dvlottery.state.gov の ESC 上で当選通知を受けます。当選し、ESC 上のインストラクションにオンラインで返信した場合、国務省ケンタッキー・コンシューラーセンター (KCC) は、当選者がビザ申請者として在外公館で面接を受けるまで、あるいは資格を有する当選者が USCIS で滞在資格変更手続きを開始するまでの手続きを行います。

28. 私は既に米国に滞在しています。USCIS で滞在資格変更手続きを行うことができますか？

はい。米国移民国籍法第 245 条により定められている滞在資格変更の条件に該当する当選者は、米国滞在中に USCIS で永住者への滞在資格変更手続きを行うことができます。DV-2016 の当選資格は 2016 年 9 月 30 日をもって失効するため、当選者は、米国外にいる配偶者または 21 才未満の子どもの分も含め、USCIS での全ての手続きを 2016 年 9 月 30 日までに確実に終了しなければなりません。2016 年 9 月 30 日 24 時 (東部夏時間) 以降は、いかなる状況でも DV-2016 に基づくビザ番号の割当を受けることはできません。

29. 当選者が DV カテゴリーで移民ビザを申請できる期間は？

DV-2016 当選者は、米国政府の 2016 年会計年度内、つまり 2015 年 10 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日までに限りビザを受ける資格があります。当選者は、ビザ番号が割り当てられたら、できるだけ早くビザを申請されることをお勧めします。

当選しビザ受給資格のある申請者は、例外なく、会計年度内にビザの発給を受けるか永住者への資格変更を完了しなければなりません。 DV 当選者で 2016 年 9 月 30 日まで(会計年度内) にビザの発給を受けなかった場合、DV による権利を次年度に持ち越すことはできません。また、DV-2016 登録により資格を受ける配偶者や子どもも 2015 年 10 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日までのみ DV カテゴリーでのビザを受ける資格があります。米国外の申請者は、E-DV ウェブサイトの ESC を通して面接日の 4~6 週間前に国務省から面接予約通知を受け取ります。

30. E-DV 当選者が死亡した場合はどうなりますか？

DV 当選者が渡米される前に死亡した場合、当選は自動的に取り消されます。それに伴い、配偶者や子どもも DV ビザの受給資格を失います。すでに発給された DV ビザは取り消されることとなります。

費用

31. E-DV プログラムには費用がかかりますか？

電子応募に際して費用はかかりません。 DV ビザ申請者は、米国大使館や領事館で DV ビザの申請・面接時に必要な全ての料金を領事部会計に直接支払わなければなりません。米国内でステータスを変更する当選者は、必要な全ての料金を USCIS に直接支払ってください。DV ビザや移民ビザ申請料金に関する詳細は、E-DV サイト www.dvlottery.state.gov を通して当選者に送られるインストラクションの中に明記されています。

32. 当選者は DV 移民ビザ費用をどのように、またどこで支払いますか？

無作為抽選によって選ばれた当選者は、E-DV サイト www.dvlottery.state.gov 上の ESC の当選者確認ページで DV ビザ手続きのインストラクションを受け取ります。全ての DV ビザおよび移民ビザ手続き料金は、ビザ申請時に直接米国大使館または領事館で支払います。支払いが済むと領事部のキャッシャーが直ちに米国政府の領収書をお渡しします。米国大使館または領事館で移民ビザ申請をする当選者は DV の費用を、郵送あるいは Western Union などの支払サービスを利用して送金しないでください。既にアメリカ国内にいて滞在資格変更手続きを行う当選者は、www.dvlottery.state.gov 上の ESC にアクセスし、アメリカの銀行へ DV 費用を送る旨の別のインストラクションをご覧ください。

33. もし当選し DV を申請する場合で資格がないと判断された場合、支払ったビザ費用は返金されますか？

いいえ、ビザ費用は返金できません。 DV 申請者はインストラクションに明記されている全てのビザ要件を満たしていなければなりません。申請者がビザ要件を満たしていないと領事が判断した場合、または米国法が定める DV 資格に該当しない場合、領事はビザを発給することができません。その際、支払った全料金は申請者負担となります。

ビザ不適格

34. DV ビザ申請者はビザ不適格に対する免除を受けることができますか？また、免除を申請するための特別な手続きはありますか？

申請者は米国移民国籍法で定められている全ての移民ビザ不適格条件について審査されます。通常、移民法で定められている条項以外にビザ不適格条件を免除する特別な規定、または特別な免除申請方法はありませぬ。米国籍者や米国永住者の近親者がいる申請者と同様に DV 申請者にも一般的な不適格条件免除の規定が該当する場合がありますが、DV には時間的制約があるため、申請者はその免除を受けることは難しいでしょう。

DV 詐欺警告

35. インターネット詐欺や迷惑メールはどのように報告したらよいですか？

インターネット詐欺について申立てをしたい場合は、米国連邦取引委員会が中心となり、17 カ国の消費者保護局が参加する「国境を越えた消費者トラブルについての苦情情報サイト」（日本語：www.econsumer.gov/japanese/）を参照してください。あるいは、FBI の Internet Crime Complaint Center (<http://www.ic3.gov/default.aspx>) に報告することもできます。迷惑メールに関する申立ては、司法省の Contact Us ページ (www.usdoj.gov/spam.htm) を通じて報告してください。

DV 統計

36. DV-2016 プログラムでのビザ発給制限数は？

法律により、DV プログラムは有資格者に毎年 55,000 件の永住ビザの発給を可能にしています。ただし、1997 年 11 月に米国議会を通過した NACARA 法 (Nicaraguan Adjustment and Central American Relief Act) では、早くも DV-1999 より、そして必要な期間、毎年割り当てられる DV ビザ 55,000 件のうち 5,000 件までを NACARA プログラムに割り当てることを明記

しています。5,000 件を限度とする実際の削減は DV-2000 に始まり、現時点では DV-2016 ま
で有効です。

その他

37. DV プログラムで移民ビザを取得した場合、米国政府は米国への航空運賃、住居探しや求職
の援助、保健医療、あるいはその他の援助をしてくれますか？

いいえ。米国政府は、DV プログラムでビザを取得した方に対し、そのようなサービスや援
助を提供しません。DV 当選者はビザが発給される前に米国で生活保護を受ける必要のない
ことを証明しなければなりません。この証明には個人資産を示す書類、米国在住の親戚や
友人からの扶養宣誓供述書(Form I-134)、米国での雇用者からの雇用証明書等が必要になり
ます。

DV-2016 に応募資格のある国のリスト

以下のアジアの国の出身者は DV-2016 に応募する資格があります。海外地域にある属領は統治する国の地域に含まれます。DV-2016 に応募資格のない国は USCIS の移民国籍法 203 条(c)項の規定に基づき定められています。移民多様化ビザに応募資格のないアジアの国(家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザの多い国、あるいは移民数の多い国)についてはページ最後の部分をご覧ください。

アジア

アフガニスタン	マレーシア
バーレーン	モルジブ
ブータン	モンゴル
ブルネイ	ネパール
ビルマ	北朝鮮
カンボジア	オマーン
香港特別行政区	カタール
インドネシア	サウジアラビア
イラン	シンガポール
イラク	スリランカ
イスラエル	シリア
日本	台湾
ヨルダン	タイ
クウェート	東ティモール
ラオス	アラブ首長国連邦
レバノン	イエメン

次のアジアの国の出身者は今年度の DV ビザに応募する資格はありません:

バングラディッシュ、中国(本土生まれ)、インド、パキスタン、韓国、フィリピン、ベトナム。香港特別行政区(アジア)、マカオ特別行政区(ヨーロッパ)、台湾(アジア)出身者は**応募資格があります**。

1967 年以前にイスラエル、ヨルダン、シリアに統治された地域の人にはイスラエル、ヨルダン、シリアを出身国とすることができます。パレスチナ自治区ガザ地区出身者はエジプト、ヨルダン川西岸出身者はヨルダン、ゴラン高原出身者はシリアを「出生国」とすることができます。